

平成 23 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 工 藤 英 人
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

訴訟の判決及びその控訴に関するお知らせ

当社が藤田 護氏から平成 21 年 4 月 7 日付にて提訴されていた損害賠償請求訴訟について、平成 23 年 8 月 26 日付け東京地方裁判所より言い渡されました判決書類を本日受領いたしましたので、当該判決に対する当社の対応と併せ、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、当社を被告として、過去に藤田 護氏が当社へ委託した商品先物取引の売買取引等において違法行為があったとして、当社に対し損害賠償を求めるものであります。これに対し当社では、全ての取引は法令を遵守して行われたことを主張して係争中であります。

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 氏名 藤田 護
- (2) 住所 鹿児島県西之表市

3. 判決の概要

- (1) 判決があった裁判所及び年月日

裁判所名 東京地方裁判所

判決日 平成 23 年 8 月 26 日

- (2) 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- 1 被告（当社）は原告（藤田 護氏）に対し、1 億 7,632 万 6,680 円及びこれに対する平成 18 年 1 月 6 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを 10 分し、その 7 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決の第 1 項は仮に執行することができる。

4. 今後の対応について

当社は、上記判決について全面的に不服であり、東京高等裁判所へ控訴することを予定しております。

なお、本件が平成 24 年 3 月期の連結業績に与える影響は、現在精査中であり、確定次第速やかに公表いたします。

(注) 当該訴訟が提起された平成 21 年 4 月 7 日時点におきましては、訴訟の目的の金額が適時開示基準の軽微基準に該当していたため、訴訟の提起に関するプレスリリースは行っておりません。

以 上